

22総合第1712号
平成23年3月13日

全国米穀販売事業共済協同組合

代表者 殿

農林水産省総合食料局長



「東北地方太平洋沖地震」に伴う食料品等の輸送について

日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に対しましては、発生直後から、被災地に対する食料等の供給に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

併せて、被災された貴団体の会員企業及び従業員の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。自らも被災者となり大変な御苦労にある中、地域住民の生命・健康の確保を最優先する観点から、地域のライフラインとして、食料供給に御尽力いただいている会員企業に対し、深く敬意を表する次第であります。

さて、現在、政府におきましては、内閣総理大臣を本部長とする緊急対策本部を設置し、被災地に対する支援をはじめとする対応に全力を尽くしているところであります。このような中、被災地への食料品・生活用品の輸送が円滑になされるためには、支援物資のみならず、地域の食品関連企業の皆様の営業の継続が極めて重要であります。

このため、本日3月13日に警察庁は、警視庁及び各都道府県警察本部に対して、下記のとおり、食料品・生活用品を輸送する車両に対して緊急通行車両確認標章を交付することとするよう通知したところであります。(注記)

貴団体の会員企業におかれましては、被災地への応急食糧支援への御協力のみならず、被災地における食料品等を取り扱っている店舗の継続的な営業のため、被災地以外の各地から被災地に向けた食料品等の輸送に取り組んでいるところでありますが、このことを貴団体の会員企業に周知いただき、なお一層の食料品等の円滑な輸送に資していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 対象車両
以下の要件をすべて満たす貨物自動車
○ 広く販売・配付される食料品・生活用品を輸送するもの（現に積載しているものに限る。）(注記)
○ 企業が使用するもの
○ 目的地が宮城県以北（宮城県を含む。）のもの
- 2 緊急通行車両確認標章の交付場所
警察署を原則とする。
- 3 緊急通行車両確認標章の有効期間
1ヶ月

注記：警察庁広域交通管制室に確認したところ、緊急通行車両確認標章を受けた車両が被災地への食料品・生活用品の輸送を行った後、被災地から戻る場合も緊急車両としての通行は可能です。